

賃 貸 借 契 約 書 (案)

1. 賃貸借件名 普通乗用ハイブリット車賃貸借（長期継続契約）
2. 賃貸借物件 別紙1「賃貸借物件明細」のとおり
3. 納 入 場 所 宇佐市役所 本庁舎
4. 賃貸借期間 60 月間（納入月含む）※
（宇佐市契約事務規則第48条に基づく長期継続契約）
※賃貸借開始月等の詳細は別で定めるものとする
5. 賃 借 料 月額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）
 総額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）
各年度における支払予定額内訳※
※上記4に基づき定めるものとする
6. 契約保証金

上記の賃貸借について、賃借人（以下「発注者」とする。）と賃貸人（以下「受注者」とする。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、宇佐市契約事務規則及び賃貸借契約条項によって公正な賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7 年 月 日

発注者 住 所 大分県宇佐市大字上田 1030 番地の 1
 氏 名 宇佐市長 後 藤 竜 也

受注者 住 所
 氏 名

賃 貸 借 契 約 条 項

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、頭書の契約書（以下「契約書」という。）に定めるもののほか、この契約条項及び仕様書に基づき、この契約を履行しなければならない。
- 2 この契約条項は、普通乗用車（装備品及び付属品を含む。以下「車両」という。）の賃貸借（メンテナンスリース）契約に共通する事項を定めるものとする。
- 3 受注者は、別紙1「賃貸借物件明細」記載の賃貸借物件を発注者に賃貸し、発注者は、これを借り受ける。

(目的)

- 第2条 この契約は、発注者が以下に定めるところにより車両を受注者から賃借し、これを常時正常な状態で使用できるよう乙が別紙2「普通乗用ハイブリット車賃貸借仕様書」に定めるところにより点検、整備等を行い、もって車両の適正な運行を図ることを目的とする。
- 2 前項の車両の自動車検査証における所有者を受注者とし、使用者を発注者とし、使用の本拠の位置を発注者の指定する場所とする。

(車両の引渡し)

- 第3条 受注者は、車両を令和8年4月30日（木）までに発注者の指定する受渡場所において、発注者に引き渡さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定による引渡しの前に、その負担において当該車両に係る自動車取得税及び自動車重量税の完納、自動車損害賠償責任保険への加入その他車両の運行に必要な一切の手続きを完了させ、自動車検査登録については、賃貸借期間の初日を登録日として手続きを完了させなければならない。ただし、土日祝日等により登録機関が休館である場合は、登録機関の翌営業日を登録日とする。
- 3 当該車両の引渡しに要する一切の費用は、受注者が負担するものとする。

(賃貸借料の支払方法)

- 第4条 賃貸借料は、月ごとに支払うものとし、発注者は、車両の賃貸借が行われた月の末日が経過した後、受注者の提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に賃貸借料を受注者に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 発注者および受注者は、この契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面によるそれぞれの承諾を受けた場合は、この限りではない。

(車両の瑕疵)

- 第6条 第3条における車両の引き渡し後、自動車に設計、製造上の瑕疵又は隠れた瑕疵があった場合、受注者は、発注者の指示に従い自動車の製造者又は販売者から担保責任の履行を受けるものとする。

(車両の使用、保管)

第7条 発注者は、その引渡しを受けた車両につき善良な管理者の注意をもってこれを使用し、保管しなければならない。

2 発注者は、原則として車両を第三者に使用させてはならない。

3 発注者は、受注者が車両の使用及び保管状況を確認するため車両の保管場所への立入り、説明、資料の提供等を求めた場合は、これに応じなければならない。

(事故報告等)

第8条 発注者は、車両の使用に当たり事故（人身事故を含む。）が生じたときは、速やかにその旨を受注者に報告するものとする。

2 発注者は、事故により損傷させた車両の修理を行う場合は、受注者の承諾を得た上で行うものとする。

(発注者の賠償責任)

第9条 発注者は、車両の使用に関し第三者に損害を与え、又は第三者との間で紛争が生じた場合は、責任をもって当該損害を賠償し、又は紛争の解決を図るものとする。この場合において、発注者は、自動車損害賠償責任保険の適用が必要と認めるときは、受注者と協議するものとする。

2 発注者が前項の規定により損害を賠償する場合において、当該賠償金額が自動車損害賠償責任保険及び任意自動車保険契約により補填される保険金額を超えるときは、当該損害賠償金の不足分については、発注者が負担するものとする。

(受注者の賠償責任)

第10条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、または第6条の規定による瑕疵により、発注者が車両を使用できない期間については、車両と同等以上の型式である代替車両を発注者に使用させるものとする。この場合において、代替車両にかかる一切の費用は、受注者が負担するものとする。

(経費の負担)

第11条 本賃貸借料、燃料及び任意自動車保険料は、発注者の負担とする。これ以外の車両の維持管理に要する経費（車両に係る自動車税その他の公租公課並びに車両の継続検査、法定点検その他の点検整備及び消耗品の交換若しくは補充にかかる経費をいう。）は、受注者の負担とする。

2 発注者の責めに帰すべき事由による当該車両の損害の修繕に要する経費は、発注者の負担とする。ただし、当該損害が著しく、当該車両の修繕に過分の費用を要する場合の処理方法については、発注者、受注者双方が協議して決定するものとする。

3 発注者は、受注者の承諾を得た上で、発注者の負担により、車両の改造（規格、装備品、付属品その他の仕様を変更することをいう。以下同じ。）を行うことができる。

4 車両に係る経費の負担が前3項により難しい場合は、その都度、発注者、受注者協議してこれを決定するものとする。

(精算)

第12条 実際の走行距離が走行予定距離から変動しても精算等は行わないものとする。ただし、賃貸借期間満了時に、実際の走行距離が走行予定距離と著しく異なる場合は、発注者、

受注者協議のうえ決定するものとする。また、数量指定のない消耗部品等の費用が変動しても精算等を行わないものとする。

(再契約)

第13条 発注者が賃貸借期間満了日以前に、乙に対し再契約の申込みをした場合は、発注者、受注者協議の上、新たな賃貸借契約を締結できるものとし、その契約内容は別途定めるものとする。

(車両の返還)

第14条 発注者は、賃貸借期間が満了したときは、速やかに当該車両を受注者に返還するものとする。その際、発注者が車両の改造を行っている場合については、発注者の負担により原状回復しなければならない。ただし受注者と協議のうえ、受注者が原状回復する必要がないと認めたときはその限りではない。

2 車両に通常の使用による損耗以上の損傷、改造等による価値の減少があった場合は、発注者は、その損害を受注者に賠償する。

3 車両の返還は、発注者、受注者協議して受渡場所及び日時を定めて行うものとする。

(契約の解除)

第15条 発注者は受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、この契約に定める条項に違反したとき。
- (2) 受注者が、当該車両の所有権名義を甲に通知することなく第三者に移転したとき。
- (3) 受注者が、前2号に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (4) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (5) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(違約金)

第16条 受注者は、前条の規定により契約が解除されたときは、契約書で規定する賃貸借料の総額の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければ

ならない。

(遅延損害金)

第 17 条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者の指定する車両引き渡し日時までに車両の納入を完了しない場合は、契約書で規定する賃貸借料の総額につき、遅延日数に応じ、契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

(遅延利息の徴収)

第 18 条 発注者及び受注者は、代金等の支払いについて指定の期間内に支払わないときは、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

(秘密の保持)

第 19 条 発注者及び受注者は、本契約の履行を通じて知り得たそれぞれの業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。

(不可抗力の免責)

第 20 条 天変地異、暴動、その他不可抗力により発注者、受注者両者の責めに帰することのできない事由を原因とする本契約の不履行又は遅延が発生した場合、発注者及び受注者はそれぞれの相手方に対して責任を負わない。また上記による賃貸借料の減額及び契約の解除等については発注者、受注者協議のうえ決定する。

(契約の費用)

第 21 条 本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて受注者の負担とする。

(管轄裁判所)

第 22 条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、発注者の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第 23 条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については発注者、受注者協議のうえ決定するものとする。

【別紙１】

「賃貸借物件明細」

賃貸借物件：「トヨタ アルファード HEV Z」・・・１台

（１）車 種：トヨタ アルファード HEV Z

（２）車 色：プラチナホワイトパールマイカ

（３）変速方式：CVT

（４）型 式：AAHH40W-PFLB

※その他付属品等は別紙２「普通乗用ハイブリット車賃貸借仕様書」の通りとする。

【別紙 2】

「普通乗用ハイブリット車賃貸借仕様書」

1. 対象車両

(1) 車 種：トヨタ アルファードHEV Z

※現行モデルの新車に限る

(2) 車 色：プラチナホワイトパールマイカ

(3) 乗車定員：7人

(4) 駆 動：2WD

(5) 排 気 量：2,487cc

(6) 数 量：1台

(7) 同等品：申請可

(8) 残価精算：しない

2. 付属品

(1) 前後方2カメラドライブレコーダー (TZ-DR210)

記録媒体microSDHCカード (32GB以上) 付

(2) ETC2.0車載器 (各種音声案内機能付)

(3) 盗難防止機能付ナンバーフレームセット プレステージ (フロント・リア)

(4) フロアマットセット (ラグジュアリータイプ) エントランスマット付

(5) サイドバイザー (RVワイドタイプ)

※上記「2. 付属品」を取り付けるためにやむを得ず外す部品などを除き、本仕様書に記載のないものであっても、メーカーカタログに掲載する標準装備などをすべて含む

3. メンテナンスリース金額に含まれる項目

発注者はリース料、燃料費及び任意保険料を負担し、それ以外のリース車両に係る一切のメンテナンス費用は受注者が負担すること

＜受注者負担項目＞

(1) 車両代金

(2) 自動車税、自動車重量税、自動車取得税

(3) 自動車賠償責任保険

(4) 登録諸費用 (リサイクルに関する費用も含む)

(5) メンテナンスサービス

※下記「8. (3) 走行実績 (参考) について」の想定に基づく

①車検 (定期点検整備及び継続検査)

②法定定期点検整備

③6カ月点検 (ブレーキ回り、オイル・液類、バッテリー、ベルト類、タイヤ)

④一般修理

(事故、火災、天災による修理を除く)

⑤オイル交換 (概ね5,000km毎)

⑥エレメント交換（概ね10,000km毎）

⑦タイヤ交換

ラジアル4本×1回以上 交換手数料等含む

スタッドレス4本×2回 交換手数料等含む

⑧バッテリー交換（1回以上）

⑨消耗部品交換等

4. メンテナンス責任の範囲外の事項

使用者である市の故意もしくは重大な過失に起因する修理等

5. 任意保険

使用者である市において「全国市有物件災害共済会」の車両共済に加入

6. 納入検査

当該車両の賃貸借については市による検査に合格しなければならない。なお、当該検査月からリースを開始するものとする。詳細については、納入前月に書面（任意様式）による申出により協議し、賃貸借期間等定めるものとする。

7. 点検計画等

- （1）点検業務日程について「年間点検計画書案」（様式任意）を作成し、使用課と実施時期等を協議の上決定すること
- （2）実施した各種点検整備についての報告書を提出すること

8. その他

- （1）点検・整備工場について
宇佐市内に自社整備工場がある、又は市内の支店等で整備工場を有する業者
※「大分県競争入札参加資格者名簿（役務等）」のうち「自動車等点検整備」に登録のある県内業者をなるべく利用すること
- （2）代車について
原則不要
- （3）走行実績（参考）について
令和5年度実績 使用日数280日、走行距離17,003km
令和6年度実績 使用日数283日、走行距離15,902km
月間実績平均 使用日数23.5日、走行距離1,371km
- （4）精算について
実際の走行距離が上記「同3.（3）走行実績（参考）について」に記載した走行距離から変動しても精算を行わない。また、数量指定のない消耗部品等の費用が変動した場合も精算を行わない。
- （5）交換用タイヤの保管について
交換用タイヤは発注者による保管を可とし、契約時に双方協議のうえで決定する。また、リース満了における当該タイヤの引き上げについては、車両の引き上げと同時とする。
- （6）内装の色等の選定について
内装やシートの色等については落札後に双方協議のうえで決定する。
- （7）その他

- ①市が契約期間満了日以前に再契約（再リース）を希望する場合は、期間や金額、リース料等協議のうえで新たな賃貸借契約を締結できるものとする。
- ②契約締結後に本仕様書により難い事由が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、入札・契約主管課と協議の上、決定すること。
- ③市は本契約締結日に属する年度の翌年度以降において、市の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったときは、この契約を解除することはできる。
市がこの契約を解除し、受注者に損害が生じたときは、受注者はその損失の補償を市に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、双方協議して定めるものとする。